

(改正後全文)

老発第0521001号
平成15年5月21日

最終改正
老発1004第2号
令和6年10月4日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

老人保健健康増進等事業の実施について

標記については、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営を図るため、今般別紙のとおり「老人保健健康増進等事業実施要綱」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、貴職からこの旨通知されたい。

老人保健健康増進等事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。本要綱は、「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に定める外、老人保健健康増進等事業の実施に当たり必要な事項を定める。

(事業の実施主体)

第2条 事業を実施する主体(以下「実施主体」)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 次のいずれかであって、申請した事業が老人保健健康増進等事業評価委員会における評価の結果、採択された団体とする。

(1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)

(2) 厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

二 前号の(2)に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人であること。

三 過去に法令等に違反する等の不正行為(故意又は重大な過失によるものに限る。)を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過している法人であること。

(老人保健健康増進等事業評価委員会の設置)

第3条 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、申請された事業の採否のための評価及び第4条第2項第2号に係る評価を実施するため、老健局長が「老人保健健康増進等事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会の運営及び申請された事業の採択に係る評価の実施方針等については、老健局長が別に定める老人保健健康増進等事業評価委員会運営要綱によるものとする。

(対象事業)

第4条 本事業の補助対象事業は、別紙に定める公募テーマ及び事業概要に該当する事業であって、次の各号に該当する研究事業とする。

一 競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、老健局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したものであること。

二 事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。

三 原則として単年度で終了する事業であること。ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りで

はない。

2 次に該当する事業は、対象としない。

- 一 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
- 二 前年度に実施した本事業の実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する翌年度の事業
- 三 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
- 四 営利を目的とした事業
- 五 補助対象額が500千円に満たない事業

（事業の実施主体の責務）

第5条 実施主体は、評価委員会に申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約する書面を提出しなければならない。なお、経理担当者は事業担当者を兼ねることはできない。

2 実施主体は、評価委員会に申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物（調査研究等をまとめた報告書冊子）を作成し提出する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 実施主体は、事業が採択された際には、採択された事業の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法により、速やかに公表しなければならない。

また、交付要綱11に基づき事業実績報告書を提出した際には、事業結果の概要及び事業の成果物を電子媒体（PDF形式）により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載終了した時点において老健局総務課へ報告しなければならない。なお、ホームページへの掲載は、原則として補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間行うものとする。

4 実施主体は、事業開始後6か月を目途に、事業の進捗状況について、書面を用いて老健局総務課に報告しなければならない。ただし、事業実施期間が6か月に満たない場合はこの限りでない。

5 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに老健局総務課に提出しなければならない。

6 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

（公表）

第6条 不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人に対し、本事業による補助金の返還を命じる場合は、当該不正行為等の内容その他必要な事項を公表する。ただし、当該不正行為の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。

(事業の名称)

第7条 国庫補助事業の交付事務等の円滑化を図る観点から、事業の採択時に使用した事業の名称について交付額の確定が終了するまでの間、国に提出する資料について名称の変更を行ってはならないこととする。

(交付要綱別表の対象経費を算定するための額)

第8条 交付要綱別表の3対象経費にかかる補助単価については、予算の範囲内において、他の補助事業及び実勢を勘案し、毎年度、別に定めることとする。